

## 令和6年度愛媛県地域おこし協力隊起業・事業承継支援事業費補助金取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、令和6年度愛媛県地域おこし協力隊起業・事業承継支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (市町補助事業)

第2条 要綱第3条第3号に規定する市町補助事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域おこし協力隊の任期中における活動経験または地域資源を活用した事業であること。
- (2) 将来にわたり安定的な経営を行える見込みがあること。

### (補助対象者)

第3条 要綱第4条第1項に規定する隊員等は、同項各号に掲げる要件を満たすほか、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金を活用して地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）第3（2）に定める地域協力活動と同趣旨の起業等を実施する者であること。
- (2) 隊員任期中において服務規律及び活動規律を遵守し、活動地域の住民との信頼関係を構築している者であること。
- (3) 県や市町が主催する地域おこし協力隊研修会等の講師を務めるなど現役隊員の活動充実を図る取組みに協力できる者であること。
- (4) 宗教的活動又は政治活動、公序良俗に反する活動を行っていない者であること。
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求する間接補助事業を実施するものではないこと。

### (補助対象経費)

第4条 要綱第4条第2項別表に掲げる補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導の受け入れに要する経費
- (6) 前各号のほか、知事が必要と認める経費

### (補助金の事前相談)

第5条 要綱第5条第1項に規定する補助金要望書の提出に先立ち、補助金の交付を受けようとする隊員等に対する事前相談をできるものとする。

附 則  
この要領は、令和6年4月1日から施行する。